

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
1 0 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年10月15日(火) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 立野 功

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 宮本 達男

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 35 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	報告第 36 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 117 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 6	議案第 118 号	農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 7	議案第 119 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 8	議案第 120 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 9	議案第 121 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 10	議案第 122 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について （市許可分）
日程第 11	議案第 123 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について （県許可分）
日程第 12	議案第 124 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について （市許可分）
日程第 13	議案第 125 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和６年１０月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、３番委員であります。なお、８番委員より、午後２時３０分頃退席の報告を受けております。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１１番委員、１２番委員、１３番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。９月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第３５号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３５号についてご説明いたします。議案書２ページになります。今回５件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第３６号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３６号についてご説明いたします。議案書の３ページから５ページ、整理番号１番から６番につきまして当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。

整理番号１番につきましては、東日本大震災以降に土地を売却し、敷砂利をして駐車場として使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であるこ

とが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 2 番ですが、相続する以前から隣接農地の耕作用等路として使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 3 番ですが、平成 5 年頃に夫が農業用倉庫を建築し使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ隣接する農地に越境していることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 4 番ですが、昭和 30 年頃に祖父が農業用倉庫を建築し使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 5 番ですが、昭和 41 年頃に農業用倉庫を建築し、一部は宅地への進入路として使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 6 番ですが、昭和 60 年頃から駐車場として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、議案第 117 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 117 号についてご説明いたします。議案書の 6 ページから 7 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、議案第 117 号についてご説明申し上げます。議案書 6 ページから 7 ページになります。利用権設定が 3 件あり、原町区における福島県農業振興公

社との契約の調整でございます。賃料については、各営農改善組合の賃借料設定に合わせての決定となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 1 1 8 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 8 号についてご説明いたします。議案書の 8 ページになります。3 条許可となった所有権移転の取消願いが 1 件ございます。申請者の住所、氏名、土地の表示は記載のとおりです。取消しをする理由ですが、農地法第 3 条の許可を受けて所有権を移転しようとしたところ、課される所得税額が想定を超えた金額であり、営農計画に支障をきたすことが判明したものです。農用地利用集積計画による税の特別控除制度を活用したく許可の取消しをお願いするものであります。詳細については記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 1 1 9 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 9 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 1 0 ページになります。申請番号 1 番から 8 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 1 2 0 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 0 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページになります。申請番号 1 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 1 2 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 1 号についてご説明をいたします。議案書の 1 2 ページから 1 4 ページになります。申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番については、第 2 種農地に耕作用道路を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 3 6 号整理番号 2 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 2 番については、第 2 種農地に農家住宅等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 3 6 号整理番号 3 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 3 番については、第 2 種農地に農業用倉庫を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 3 6 号整理番号 4 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 4 番については、第 2 種農地に農業用倉庫等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 3 6 号整理番号 5 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 5 番については、第 3 種農地に駐車場を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 3 6 号整理番号 6 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 6 番については、第 3 種農地に宅地分譲するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 1 2 1 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 3 6 号整理番号 2 番の関連案件となります。現地案内図は 1 0 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 0 月 7 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番及び 3 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 1 2 1 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 3 6 号整理番号 3 番の関連案件となります。現地案内図は 2 ページになります。去る 1 0 月 1 0 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 1 2 1 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 3 6 号整理番号 4 番の関連案件となります。現地案内図は 3 ページとなります。去る 1 0 月 7 日午前 8 時 5 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願

ます。以上です。

議 長 次に、申請番号4番および5番について、17番委員。

17番委員 議案第121号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。先ほどの報告第36号整理番号5番の追認を得るための案件です。去る10月9日午後5時頃より、申請人立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取りと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

続きまして、議案第121号申請番号5番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。先ほどの報告第36号整理番号6番の追認を得るための案件です。去る10月9日午前11時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取りと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号6番について、7番委員。

7番委員 議案第121号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る10月8日午前9時30分頃より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次は、日程第10、議案第122号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第122号についてご説明いたします、議案書の15ページ、申請番号1

から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、申請番号2番につきましては、報告第36号の関連であり、違反の追認を得るための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第122号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る10月7日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番及び3番について、7番委員。

7番委員 議案第122号申請番号2番及び3番について、現地調査の報告をいたします。まず申請番号2番ですが、現地案内図は8ページになります。この案件は報告第36号整理番号1番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る10月8日午前9時頃より、代理人行政書士及び譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号3番についてですが、現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る10月8日午前9時30分頃より、譲渡人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第123号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めま

す。

事務局 議案第123号についてご説明いたします。議案書の16ページから18ページ、申請番号1番から5番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、申請番号1番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。

続きまして、申請番号2番につきましては、地目が山林の土地を宅地造成するため、進入路として農地を転用するものとなっております。

続きまして、申請番号3番につきましては、建売住宅を6棟建築するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号4番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号5番につきましては、市が球技施設を整備する目的で転用許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第123号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。本案件は、ただいま事務局から説明がありましたように、太陽光発電設備を設置するための転用申請であります。このため、現地調査を申請人立ち合いのもと、去る10月9日午後1時30分頃より実施しました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り及び現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、5番委員

5番委員 議案第123号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る10月6日午前8時30分頃より、代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、7番委員

7 番委員 議案第 1 2 3 号、申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 2 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 0 月 8 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、1 2 番委員

1 2 番委員 議案第 1 2 3 号、申請番号 4 番について現地調査の報告をいたします。本案件は、7 月の定例総会において農振除外の議案で保留となりまして、7 月下旬に本委員会の代表者 2 名、事務局 1 名、申請者 2 名による現地調査の結果を踏まえて、8 月の定例総会において農振除外の承認を受けた案件であり、今回転用の申請となります。現地案内図は 1 3 ページになります。申請内容等、申請事由は記載のとおりでございます。去る 1 0 月 5 日、午後 3 時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士より聞き取り、また現地の状況を調査しました。特に近隣住民対象に説明会を実施し同意を頂いたことに加え、大雨等による排水路等について確認させていただきました。さらに、市より発電設備事業の同意通知を受けているところでございます。調査の結果、立地基準、一般基準ともに問題ないと判断いたしました。現地案内図の 3 ページをご覧ください。この農地の間には、県道 2 5 8 号線から、南に向かって道路が通っております。その道路を西側に付け替えて、効率的な土地利用計画書を提出されておりますが、住民から反対があれば、パネル設置計画の変更申請もありうるということでございますので、ここでご報告させていただきます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 番について、1 番委員

1 番委員 議案第 1 2 3 号、申請番号 5 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 0 月 1 0 日午後 2 時頃より、県の常設審議委員である新地町会長、及び市役所担当職員 2 名、事務局職員 1 名により現地調査を行いました。当該地区ですが、もともと地盤が周囲より低くなっており、大雨や台風時に水が溜まりやすくなっているため、グラウンド面の造成をする際に周囲の農地等に影響が及ばない、浸水しないように排水設備の強化をしていただくよう要望しました。また、サブグラウンド建設完了時のグラウンド周辺の草刈り等の管理についても、これまでは地元の水環境団体で行っていたため、設置後は市の管理で行っていただくよう要望し、こちらも

了承をいただいております。それ以外についても。調査書の調査項目に基づき、市役所担当職員からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 124 号についてご説明いたします。議案書の 19 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、原町区日の出町地内に新規開院するクリニックの周知、及び誘導の目的で一時的に看板を設置するものとなっており、転用期間は許可日から 3 年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 124 号、申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 15 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る 10 月 10 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 125 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 125 号についてご説明いたします。議案書の 20 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 1 番を農地、それ以外の農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 6 番までについて、現地調査委員を代表しまして、17 番委員から報告を願います。

17 番委員 議案第 125 号、申請番号 1 番から 6 番について現地調査の報告をいたします。去る 10 月 7 日午後 1 時 30 分頃より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局職員 1 名、計 3 名で現地調査を行いました。

申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 16 ページになります。平成 11 年以降不耕作ではありますが、農業機械等が通れる道路にも面しており、梅や栗、柿などの果樹の栽培もされていることから、農地と判断してまいりました。

申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 17 ページになります。周囲の宅地化が進み、一部極小面積で残った農地であり、面積的にも農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 18 ページとなります。平成 6 年以降、不耕作となった農地であり、進入路も無く、農地の半分に竹が生い茂り、農地の様相ではないことから、非農地と判断しました。

申請番号 4 番と 5 番について、隣接地のため併せて報告いたします。現地案内図は 19 ページとなります。東日本大震災以降不耕作となった農地であり、全面に竹が生い茂り、農地の様相ではないために非農地と判断しました。

申請番号 6 番について報告いたします。現地案内図は 20 ページとなります。東日本大震災以降全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないために非農地と判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告２件、及び議案９件、合わせて１１件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の１０月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会 午後２時２０分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和６年１１月１５日

議事録署名人（１１番・スエ ヨシハル）

議事録署名人（１２番・イマムラ ヒデミ）

議事録署名人（１３番・ワカスギ ユウジ）
